年末調整について

令和6年11月

サラリーマンの確定申告である年末調整の時期がやってまいりました。そこで次に掲げる書類を、 **令和6年12月10日(火)**までに各人から集めて当事務所宛に送って下さるよう、よろしくお願い いたします。

配偶者がいる人は、配偶者の給与収入が201万円以下の場合には配偶者控除又は配偶者特別控除を受けることができるので、配偶者の源泉徴収票(又は年収見込み額)を必ず添付してください。

また、30歳以上の非居住者の扶養親族がいる場合には、年38万円以上の送金証明書が必要となります。

今年度のみ、定額減税が実施されます。

- 1. 扶養控除等申告書(本人・扶養家族全員のマイナンバーが記載してあるもの)
- (2) 生命保険料の控除証明書(個人年金・一般用・介護保険、各10万円を超える部分は不要)
- 3. 長期損害保険料の控除証明書(平成18年までに契約した10年以上満期返戻金のあるもの)
- (4) 地震保険料の控除証明書(5万円を超える部分は不要です)
 - 5. 国民年金、国民年金基金の支払証明書(本人・扶養家族の分を含めます)
 - 6. 国民健康保険料、介護保険料の年間支払額(金額が確認できるもののコピーでも可)
 - 7. 住宅取得等特別控除を前年受けている人は、各銀行の令和6年度末借入金の残高証明書
 - 8. 今年入社した人は、前会社が作成した<u>「令和6年度源泉徴収票」</u>を至急、前会社から取り寄せて下さい。また、マイナンバーの提出・確認もお願いいたします。
- 9. 賃金台帳のコピー 又は 源泉徴収簿のコピー

(注意事項) ・医療費の領収書等は、確定申告要件なので、今回の年末調整では不用です。

お問合せ先 〒111 - 0052

東京都台東区柳橋1-12-2-605

松本一隆税理士事務所

TEL 03-5825-3225

FAX 03-5825-3226